

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年1月7日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 二 場 公 人

福岡県後期高齢者医療広域連合規則第1号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「に規定する政令第7条第3項」を削り、同条第2項中「政令第7条第3項」を「政令第7条第3項第1号又は第2号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、省令第32条ただし書の規定を適用するときは、前項の申請書の提出を要することなく一部負担金の割合を修正できるものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、改正後の福岡県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定は令和4年1月1日から適用する。